

大分市中心市街地商都復活支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成 20 年 9 月 30 日

大分市長 釘 宮 磐

大分市中心市街地商都復活支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、大分市中心市街地商都復活支援事業区域において、中心市街地の活性化を図ることを目的とする事業を実施する商店街団体及び事業者に対し予算の範囲内において交付する補助金（以下「補助金」という。）に関し大分市補助金等交付規則（昭和 49 年大分市規則第 56 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 大分市中心市街地商都復活支援事業区域 中心市街地の活性化に関する法律（平成 10 年法律第 92 号）第 9 条又は第 11 条の規定により認定された大分市中心市街地活性化基本計画に定める区域をいう。

(2) 商店街団体 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）第 2 条第 1 項に規定する商店街振興組合

イ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）第 3 条第 1 項第 1 号に規定する事業協同組合（商店街をその地区内に有するものに限る。）

ウ 大分市商店街連合会

エ 任意に組織された商店街

オ その他市長が適当と認める団体

- (3) 事業者 大分市中心市街地商都復活支援事業区域において事業を行う個人又は法人
(商店街団体を除く。)をいう。

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）の名称、補助対象事業の内容、補助対象経費、補助要件、補助率、補助限度額その他補助対象事業に関する事項は、別表のとおりとする。

- 2 補助金の額は、補助対象経費の額（補助対象事業について国又は県から補助金等を受けることができる場合にあっては、当該額から当該補助金等の額を控除した額）に補助率を乗じて得た額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は補助限度額のうちいずれか低い額とする。

- 3 次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象事業から除くものとする。

- (1) 一部少数の者のみの利益となると市長が認める事業
- (2) 本市の他の助成を受けて実施する事業
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める営業に係る事業
- (4) 一の建物であって、その建物内の店舗面積（大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第1項に規定する店舗面積をいう。）の合計が1,000平方メートル以上の小売店舗で行われる営業に係る事業
- (5) 夜間のみ行われる営業に係る事業
- (6) 建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に違反する事業

(7) その他市長が不適當であると認める事業

4 次の各号のいずれかに該当する者が行う事業は、補助対象事業から除くものとする。

(1) 本市の市税を滞納している者

(2) 事業を行おうとする者が本市以外に居住する個人である場合は、その居住する市町村の市町村税を滞納している者

(3) 事業を行おうとする者が法人である場合は、次に掲げる市町村の市町村税を滞納している者

ア 法人の本店の所在地である市町村

イ 本市における事業を統括する支店等の所在地が本市以外の市町村である場合にあっては当該支店等の所在地である市町村

(4) まちなか出店支援事業を行おうとする場合にあっては、別表に定める対象区域内において、第4条第1項に規定する申請のあった日の1年前の日から第11条の規定による補助金の額の確定の通知をした日までの間に空き店舗（第5条に規定する補助金の交付の決定又は次条第2項に規定する計画の認定を受けて出店した店舗を除く。）を生じさせた者

(5) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(6) その他市長が不適當であると認める者

5 次の各号のいずれかに該当する経費は、補助対象経費から除くものとする。

(1) 賞品、景品等の購入に要する経費

(2) 販売を目的とした物品等の購入に要する経費

- (3) 割引による販売等を行う場合における割り引いた部分等に相当する額
- (4) 商店街団体又は事業者の構成員に係る人件費及び食糧費
- (5) 補助事業に伴う会議等の開催に要する経費
- (6) 消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）（消費税等の免税事業者及び消費税等の簡易課税事業者にかかる消費税等を除く。）
- (7) その他市長が第 1 条に規定する目的に適合しないと認める経費

（計画の事前認定）

第 3 条の 2 補助金の交付を受けようとする商店街団体又は事業者は、当該年度の前年度の 3 月又は当該年度の 4 月において、次条第 2 項の規定による補助金の交付の決定を受ける前に補助対象事業に着手する必要があるとき（当該補助対象事業を当該年度の 4 月又は 5 月に実施するときに限る。）は、大分市中心市街地商都復活支援事業計画事前認定申請書（様式第 1 号）に市長が別に定める書類を添えて当該年度の前年度の 2 月 1 日から 3 月 10 日までの間に市長に提出し、その認定を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、その計画を認定し、大分市中心市街地商都復活支援事業計画事前認定通知書（様式第 2 号）により、当該申請を行った者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

3 市長は、前項の規定による計画の認定に当たっては、あらかじめ第 16 条の規定により設置する大分市中心市街地商都復活支援事業選考委員会の意見を聴くものとする。

（補助金交付の申請等）

第 4 条 補助金の交付の申請をしようとする商店街団体又は事業者（以下「申請者」という。）は、大分市中心市街地商都復活支援事業補助金交付申請書（様式第 3 号）に市長が別に定め

る書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、計画認定者（前条第2項の規定による計画の認定を受けた者をいう。以下同じ。）は、当該書類の全部又は一部を省略することができる。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付の決定をするものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付すことができる。

3 市長は、前項の規定による補助金の交付の決定に当たっては、あらかじめ第16条の規定により設置する大分市中心市街地商都復活支援事業選考委員会の意見を聴くものとする。ただし、計画認定者については、この限りでない。

（交付の決定及び通知）

第5条 市長は、前条の規定により補助金の交付を決定したときは、申請者に対し、大分市中心市街地商都復活支援事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（補助事業者の責務）

第6条 前条の規定に基づき、補助金の交付の決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付の決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の実施に当たっては、この要綱の趣旨を理解し、本市の中心市街地の活性化に寄与するよう努めるものとする。

（計画変更の申請）

第7条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、大分市中心市街地商都復活支援事業計画変更申請書（様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

(1) 補助事業に要する予算を変更しようとするとき。(補助対象経費の20パーセント以内の増減の場合を除く。)

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。

(3) 補助事業を中止しようとするとき。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、変更を承認し、大分市中心市街地商都復活支援事業補助金事業変更承認通知書(様式第5号の2)により、当該申請を行った補助事業者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

3 補助事業者は、補助事業が期間内に完了しないときは、遅滞なく市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(決定の取消し等)

第8条 市長は、事情の変更により補助事業の全部若しくは一部を継続する必要があると認めたとき、又は補助事業を遂行することができなくなったと認めたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこれを変更することができる。

2 第5条の規定は、前項の規定による決定の取消し等を行った場合に準用する。

(状況報告)

第9条 市長は、補助事業者に対し補助事業の実施状況に関する報告を求めることができる。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業完了後30日を経過する日又は補助事業が完了した日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、大分市中心市街地商都復活支援事業実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業実施報告書

(2) 収支決算書

(3) 収支を証する書類

(4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第 11 条 市長は、前条に規定する実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、必要に応じて調査し、その報告に係る補助事業の成果が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、大分市中心市街地商都復活支援事業補助金交付確定通知書（様式第 7 号）により当該補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の交付)

第 12 条 市長は、前条の規定により確定した額を補助事業が完了した後において交付するものとする。ただし、市長が補助事業の完了前に交付することが適切であると認めたときは、補助金の全部又は一部を事前に概算で交付することができる。

2 市長は、前項ただし書の規定による概算交付をすることを決定したときは、大分市中心市街地商都復活支援事業補助金概算交付通知書（様式第 8 号）により当該補助事業者へ通知するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第 13 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の額の確定後においても補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(4) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であると判明したとき。

2 市長は、第8条第1項又は前項の規定による決定の取消しを行った場合において、当該取消しの部分について既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(書類の整備)

第14条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類及び帳簿を整備し、補助事業完了後5年間これを保管しておかなければならない。

(検査)

第15条 市長は、補助金の適正な交付及び執行を確認するため、補助事業者に対して補助金に係る事業内容、事業実績等について検査することができる。

(大分市中心市街地商都復活支援事業選考委員会)

第16条 第3条の2第2項の規定による計画の認定及び第4条第2項の規定による補助金の交付の決定に関し広く市民の意見を聴くため、大分市中心市街地商都復活支援事業選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第17条 委員会は、委員7人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が参画依頼し、又は任命する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 関係団体の代表者

(3) 市の職員

(4) その他市長が必要と認める者

(参画依頼等の期間)

第18条 参画依頼又は任命の期間は、2年を1期間とする。

2 委員に参画依頼し、又は任命するに当たっては、1期間ごとにこれを行うものとする。

3 複数の期間につき委員に参画依頼し、又は任命することは、これを妨げない。

(委員長)

第19条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が委員長の職務を代理する。

(会議)

第20条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(報償金等)

第21条 委員（第17条第2項第3号に規定する委員を除く。）に対する報償金等は、予算の範囲内で、市長が決定し、これを支払うことができる。

(委員会の庶務)

第22条 委員会の庶務は、商工労働観光部商工労政課において処理する。

(委員長に対する委任)

第23条 第16条から前条までに定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(その他)

第24条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年10月 1日から施行する。

(大分市商店街活性化事業補助金との調整)

- 2 次項及び第4項に定めるもののほか、この要綱による補助事業については、大分市商店街活性化事業補助金交付要綱（平成7年4月1日施行）に基づく補助金は、交付しない。
- 3 この要綱の施行の日前に大分市商店街活性化事業補助金交付要綱の規定に基づき補助金の交付決定を受けた商店街共同事業のうち商店街イベント事業については、第3条の規定にかかわらず、補助事業としない。
- 4 この要綱の施行の日前に大分市商店街活性化事業補助金交付要綱の規定に基づき補助金の交付決定を受けた空き地空き店舗活用事業のうち誘致事業及び当該誘致事業との同一性をもって同日以後引き続き行われる誘致事業については、第3条の規定にかかわらず、補助事業としない。

(参画依頼等の期間の特例)

- 5 この要綱の施行の日以後最初に参画依頼又は任命される委員の最初の参画依頼又は任命の期間は、第18条第1項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

(参画依頼等の期間の特例)

- 6 この要綱の施行の日以後最初に参画依頼又は任命される委員の最初の参画依頼又は任命の期間は、第18条第1項の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。

(この要綱の失効)

- 7 この要綱は、令和１０年３月３１日限り、その効力を失う。ただし、同日までに完了した補助事業については、なお効力を有する。

この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２３年１０月 １日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。ただし、附則第６項の改正規定は、平成２５年３月３１日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の大分市中心市街地商都復活支援事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成２６年１月２０日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２７年５月１３日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の大分市中心市街地商都復活支援事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行

の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。ただし、附則第7項の改正規定は、平成30年3月31日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の大分市中心市街地商都復活支援事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の大分市中心市街地商都復活支援事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の大分市中心市街地商都復活支援事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行

の日以後の補助金の交付の申請に係る補助金について適用し、同日前の補助金の交付の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第3条の2第1項の改正規定は、同年3月28日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の大分市中心市街地商都復活支援事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の大分市中心市街地商都復活支援事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の大分市中心市街地商都復活支援事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行

の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。